

手塚たかひろの質問と答弁(要旨)

Q 枚方市退職手当審査会の位置づけは？市の附属機関である審査会が出した答申を尊重することは当然だが、市は、この答申通り、2期分全額を返納請求する方針か？

A 条例の規定に基づき枚方市退職手当審査会に諮問した。前市長の有罪判決が確定したから、前市長の退職手当の返納を求める必要があると判断し、昨年5月の全員協議会でその旨を報告した。

12月11日の審査会委員で2・3期目の退職手当の返納請求が適当と答申された。

答申結果についてはその見識を尊重し対処する。

Q 市長からの返納請求に応じない場合は、訴訟も考えられるが、今後、どのような展開になるのか？

A 審査会の答申どおり退職手当返納処分を通知する。決定に不服がある場合は、市に対して異議申立てすることができる。訴訟は、異議申立て手続きを経ることなく行える。

Q 一般職の刑事事件では、刑が確定するまで退職金の支払いは猶予され、有罪が確定すれば、退職金は支払われない。これまでに、本市で発覚した不正入札や贈収賄などの事件についての事例は？

A 過去10年間では、収賄罪により有罪判決を受けた当時の市民病院顧問に対し、一般職を退職した際に支給した退職手当について返納命令を行った事例が1件ある。刑事事件の判決の確定により返納の手続きを行い、全額返納された。

Q 裁判は、談合による市の被害額は約3億円、大林組からの違約金約5億8千万円の枠内であると認定した。しかし、枚方市の損害額は約28億円に上ると考える。談合防止できなかった行政組織の問題点を徹底的に明らかにすることが必要だ。職員の不祥事があれば、上司も監督不十分で何らかの処分を受ける。談合防止をできなかった組織の問題点、職員の責任問題をどう考えるか？

A この談合事件に関係して本市職員の逮捕・起訴はない。また、事務方のトップであった小堀前副市長についても無罪判決が確定した。行政側の事務執行上のプロセスに談合は入り込んでいなかった。

Q 行政としての責任、組織としての問題をどのように考えているのか？一般職員は、実刑判決が確定すれば、懲戒免職の上に退職金は支払われていない。有罪が確定しても返還しなくて良いとは、市民感情からいっても納得できない。本来は、市議会として100条委員会を設置して、議会が責任を持って徹底究明しなければならなかった事案だ。議会としても、これで終わったことにするのはではなく、談合防止、入札改革への検討や監視を継続して行う必要がある。今後、学校給食の共同調理場、総合文化施設など、大型建設工事が続く。そこで、談合を許してはならない。談合防止に向けた市長の決意は？

A 市民の皆様にご迷惑と多大なる御迷惑をおかけしましたことは、議会の場などで、これまでも衷心からおわびを申し上げてきた。今後もこの事件を肝に銘じ、談合防止対策を着実に実行するとともに、公平で清潔な市政の推進に向け、あらゆる努力を払っていく所存だ。

(要望) 課題は具体的な改善策を打ち出すこと。組織は、常に劣化する。談合を許さず、市民の税金の無駄遣いをしないためにも、入札のありかた、談合が発覚した時のペナルティや組織のあり方を常時見直すことを要望する。

今回の事件、市民が市の積算明細を情報公開請求したが、公開された文書はほとんど墨で消されており、自主的に積算することはできなかった。今後、大型建設工事などの予定価格を算定するための積算内容を情報公開するなど、情報公開をより透明化して、市民が監視しやすくして、市民の手で検証できるようにすること。談合防止へ有効と思われる施策の改善を検討するよう要望する。